

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 男女参画・こども局こども家庭課

法令名		児童福祉法			法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号	
手続名		指定療育機関の指定取消			根拠条項		第 2 0 条第 8 項	
処分基準		指定医療機関が法第 2 0 条第 6 項の規定に基づく政令で定める基準（昭和 2 3 年 3 月 3 1 日政令第 7 4 号 児童福祉法施行令第 2 3 条各号）に適合しなくなったとき、法第 2 1 条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に法第 2 0 条第 2 項の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次 No.	2	